

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
「原子爆弾被爆者等を援護すること」について

平成22年8月

健康局総務課指導調査室(岡山健二室長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
施策大目標 分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	中、心臓病等)の推進	政策医療(がん、脳卒中)	感染症、難病等対策	医薬品・医療機器の適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	新医薬品・医療機器の開発促進	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理

施策中目標	
1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
3	適正な移植医療を推進すること
4	原子爆弾被爆者等を援護すること

【政策体系（文章）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要の医療等を確保すること

施策中目標 4 原子爆弾被爆者等を援護すること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 原爆被爆者等援護対策費：原爆被爆者の援護対策事業に必要な経費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 被爆者の健康の保持・増進を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	3,272	3,006	2,927	2,902	2,842
(決算額)(百万円)	(3,069)	(2,934)	(2,927)	(2,881)	(-)

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
目標値（前年度同程度／毎年度）		H17	H18	H19	H20	H21
1	被爆者健康診断受診率 （単位：％）	80.0	78.5	77.0	76.2	74.3
達成率（単位：％）		100.8	98.1	98.1	99.0	97.5
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数／（被爆者健康手帳交付者数＋健康診断受診者証交付者数）」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令（平成7年政令第26号）別表第3及び第4に該当する者をいう。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	一般健康診断受診者数	217,948	207,462	196,927	188,534	177,740
2	（被爆者健康手帳交付者数＋ 健康診断受診者証交付者数）	272,271	264,296	255,881	247,483	239,225
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計1及び2は、健康局総務課調査による。						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（1）施策小目標1「被爆者の健康の保持・増進を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
目標値（前年度同程度／毎年度）		H17	H18	H19	H20	H21
1	被爆者健康診断受診率 （単位：％）	80.0	78.5	77.0	76.2	74.3
達成率（単位：％）		100.8	98.1	98.1	99.0	97.5
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数／（被爆者健康手帳交付者数＋健康診断受診者証交付者数）」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令（平成7年政令第26号）別表第3及び第4に該当する者をいう。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	一般健康診断受診者数	217,948	207,462	196,927	188,534	177,740
2	（被爆者健康手帳交付者数＋ 健康診断受診者証交付者数）	272,271	264,296	255,881	247,483	239,225
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計1及び2は、健康局総務課調査による。						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1「被爆者の健康の保持・増進を図ること」関係

別表1-1 「原爆被爆者に対する健康診断事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】	
基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること								
I-5-4	健康局総務課指導調査室(指導調査室長:岡山健二)	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること		<施策中目標に係る指標>			
					1 被爆者健康診断受診率	前年度同程度/毎年度	74.3%(21年度) 【97.5%】	
			施策小目標1	被爆者の健康の保持・増進を図ること	原爆被爆者に対する健康診断事業	<施策小目標に係る指標>		
					被爆者健康診断受診率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度同程度/毎年度	74.3%(21年度) 【97.5%】	
			評価予定表			備考		
			19	20	21	22	23	
			モニ	実績	モニ	モニ	実績	

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-4-(1)			
事業評価シート					
予算事業名	原爆被爆者に対する健康診断事業	事業開始年度	昭和32年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局総務課指導調査室 (指導調査室長 岡山 健二)				
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) 第7条、第8条、附則第17条				
関係する通知、計画等					
予算体系	(項)原爆被爆者等援護対策費 (大事項)原爆被爆者の援護対策事業に必要な経費 (目)原爆被爆者健康診断費交付金				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:都道府県、広島市、長崎市)				
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)				
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()				
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 / 監事等 /		
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額 官庁OB役員報酬総額		
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	原子爆弾の放射能による健康不安を抱える被爆者に対し、定期的に健康診断を実施することにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。			
	対象 (誰/何を対象に)	被爆者健康手帳所持者、健康診断受診者証所持者(第1種、第2種) 「被爆者健康手帳所持者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証所持者」とは同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に該当する者をいう。			
	事業/制度内容 (手段、手法など)	被爆者に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 第二種健康診断受診者証の交付を受けた者については、年1回の健康診断を受けることができる。			
コスト	平成22年度予算額		人件費		
	事業費	2,842 百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	0 百万円	担当正職員	千円	人
総計	2,842 百万円	臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額		
	H19(決算額)	2,934			
	H19(決算上の不用額)	72			
	H20(決算額)	2,924			
	H20(決算上の不用額)	3			
	H21(予算(補正込))	2,902			
	H21(決算見込)	2,881			
H22予算	2,842				
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	1 健康診断費交付金	2,592 百万円	2 交通手当交付金	31 百万円	
	3 事務費交付金	218 百万円			

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-4-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	原爆被爆者に対する健康診断事業	事業開始年度	昭和32年度			
担当部局・課室名 作成責任者	健康局総務課指導調査室 (指導調査室長 岡山 健二)					
事業/制度の 必要性	原爆被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が70歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当て及び福祉サービス等に対する個々の被爆者需要は増大しており、健康診断等を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	交付を受けた実施主体(都道府県、広島市、長崎市)は、被爆者(健康診断受診者証所持者含む)に対し、実施日の2週間前に健康診断実施通知を送付する。また実施主体は、実施機関(保健所、医療機関等)と委託契約(保健所を除く)を結ぶ。実施機関は実施主体に対し、実施報告を行うと共に翌月の10日までに検診費を請求する。請求をうけた実施主体は、請求書受理後2週間以内に検診費を支払う。					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率		%	97.60%	99.89%	99.27
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		被爆者健康診断受診率 前年度同程度/毎年度	%	77 98.1	76.2 99.0	74.3 97.5
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		平成21年度の被爆者健康診断受診率は74.3%となっており、減少傾向にある。これは高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因と考えられる。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	上記のとおり、平成21年度の被爆者健康診断受診率は減少傾向にあるが、過去5年間(平成17年度~平成21年度)の受診率の平均は77.2%となっており、高水準を維持している。今後も疾病の早期発見・早期治療を図り、被爆者の援護のために適切な施策を行っていくために事業を継続する必要があると考える。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		昭和32年 原爆医療法制定。 同年 被爆者(被爆者健康手帳を交付された者)に対する健康診断事業の創設。 昭和49年 健康診断特例区域(政令別表第三)にあった者を健康診断事業の対象に追加。 平成6年 被爆者援護法制定。 平成14年 健康診断特例区域(政令別表第四)にあった者を健康診断事業の対象に追加。 平成18年 乳がん検診の検査項目に乳房エックス線検査(マンモグラフィ)を追加。 平成19年 赤血球「沈降速度検査」を「CRP定量検査」に改める。「GOT検査法」「GPT検査法」を「AST検査法」、「ALT検査法」に名称を改める。「ZTT検査法」、「ALP検査法」を「γ-GTP検査法」に変更。ヘモグロビンA1c検査を追加。				